

グループ保険

(災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険【生命保険】)

死亡・高度障害時の保障 + 不慮の事故による身体障害・入院等の保障

意向確認【ご加入前のご確認】グループ保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

～死亡・高度障害、不慮の事故による身体障害や入院に備えて～ 全国消防グループ保険(生命保険)の特長

お手頃な保険料で大きな保障

死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金としてお支払いします。不慮の事故による身体障害・5日以上の入院の時、1日目から保障します。

例年10月初旬頃
還付いたします

80歳まで安心

- 1年ごとに更新し、80歳まで継続できます。
- ※こどもは22歳まで継続できます。
- ※71歳以降は210万円または165万円での継続となります。(増額はできません)

年に1度の配当金

毎年6月1日～翌年5月31日の1年間で収支計算を行ない剰余金が生じた場合は配当金として還付されます。

保障内容

新規加入・増額はできません

加入対象区分	一般の死亡 または高度障害 死亡・高度障害保険金	不慮の事故による			
		死亡または、特定 感染症による死亡 死亡保険金+災害保険金	高度障害 高度障害保険金+障害給付金 (給付割合表第1級)	身体障害 (程度により) 障害給付金 (給付割合表第2級～第6級)	5日以上の入院 (120日までを限度として) 入院給付金
本人	165万円	275万円	275万円	77～11万円	1日につき 1,650円
	210	350	350	98～14	2,100
	300	500	500	140～20	3,000
	450	750	750	210～30	4,500
	600	1,000	1,000	280～40	6,000
配偶者	165	275	275	77～11	1,650
	210	350	350	98～14	2,100
	300	500	500	140～20	3,000
	600	1,000	1,000	280～40	6,000
こども	210	410	410	140～20	3,000
	315	615	615	210～30	4,500

※こども210万円に加入する場合は本人の保険金額300万円以上、315万円に加入する場合は本人の保険金額450万円以上であることが必要です。

保障内容に関するご注意

- 〔不慮の事故〕
急激かつ偶発的な外来の事故。(交通事故や、転倒・骨折など)
- 〔入院給付金〕
①不慮の事故(けが)による入院が対象となります。
②病気の入院は支払の対象となりません。
③5日以上入院の場合が支払の対象となります。
④5日以上入院した場合、1日目から支払われます。(免責なし)
⑤通院と手術の給付はありません。
- 本制度は主契約(団体定期保険)に特約(災害保障特約・こども特約・こども災害保障特約)をセットしたものです。

〔ご注意〕

- 配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 身体障害による障害給付金はP.9の給付割合表を参考にしてください。

半年払概算保険料

〔本人〕

年齢 保険金額	性別	51～55歳 (1969年12月2日～ 1974年12月1日生)	56～60歳 (1964年12月2日～ 1969年12月1日生)	61～65歳 (1959年12月2日～ 1964年12月1日生)	66～70歳 (1954年12月2日～ 1959年12月1日生)	71歳 (1953年12月2日～ 1954年12月1日生)	72歳 (1952年12月2日～ 1953年12月1日生)	73歳 (1951年12月2日～ 1952年12月1日生)	74歳 (1950年12月2日～ 1951年12月1日生)	75歳 (1949年12月2日～ 1950年12月1日生)	76歳 (1948年12月2日～ 1949年12月1日生)	77歳 (1947年12月2日～ 1948年12月1日生)	78歳 (1946年12月2日～ 1947年12月1日生)	79歳 (1945年12月2日～ 1946年12月1日生)	80歳 (1944年12月2日～ 1945年12月1日生)
165万円	男性	6,542円	6,837円	7,345円	8,053円	8,725円	9,026円	9,378円	9,785円	10,267円	10,833円	11,503円	12,292円	13,204円	14,236円
210		8,135	8,511	9,157	10,058	10,913	11,297	11,745	12,263	12,877	13,597	14,449	15,453	16,615	17,927
300		11,321	11,858	12,782	14,069	71歳以降は80歳まで210万円までの範囲で継続可能です									
450		16,632	17,437	18,823	20,754										
600		21,942	23,016	24,864	27,438										
165	女性	6,342	6,466	6,657	6,929	7,273	7,433	7,617	7,824	8,046	8,299	8,594	8,951	9,381	9,898
210		7,881	8,038	8,282	8,628	9,065	9,269	9,504	9,766	10,050	10,371	10,747	11,201	11,749	12,406
300		10,958	11,183	11,531	12,026	71歳以降は80歳まで210万円までの範囲で継続可能です									
450		16,087	16,425	16,947	17,689										
600		21,216	21,666	22,362	23,352										

〔配偶者〕

年齢 保険金額	性別	51～55歳 (1969年12月2日～ 1974年12月1日生)	56～60歳 (1964年12月2日～ 1969年12月1日生)	61～65歳 (1959年12月2日～ 1964年12月1日生)	66～70歳 (1954年12月2日～ 1959年12月1日生)	71歳 (1953年12月2日～ 1954年12月1日生)	72歳 (1952年12月2日～ 1953年12月1日生)	73歳 (1951年12月2日～ 1952年12月1日生)	74歳 (1950年12月2日～ 1951年12月1日生)	75歳 (1949年12月2日～ 1950年12月1日生)	76歳 (1948年12月2日～ 1949年12月1日生)	77歳 (1947年12月2日～ 1948年12月1日生)	78歳 (1946年12月2日～ 1947年12月1日生)	79歳 (1945年12月2日～ 1946年12月1日生)	80歳 (1944年12月2日～ 1945年12月1日生)
165万円	男性	5,842円	6,137円	6,645円	7,353円	8,025円	8,326円	8,678円	9,085円	9,567円	10,133円	10,803円	11,592円	12,504円	13,536円
210		7,435	7,811	8,457	9,358	10,213	10,597	11,045	11,563	12,177	12,897	13,749	14,753	15,915	17,227
300		10,621	11,158	12,082	13,369	71歳以降は80歳まで210万円までの範囲で継続可能です									
600		21,242	22,316	24,164	26,738										
165	女性	5,642	5,766	5,957	6,229	6,573	6,733	6,917	7,124	7,346	7,599	7,894	8,251	8,681	9,198
210		7,181	7,338	7,582	7,928	8,365	8,569	8,804	9,066	9,350	9,671	10,047	10,501	11,049	11,706
300		10,258	10,483	10,831	11,326	71歳以降は80歳まで210万円までの範囲で継続可能です									
600		20,516	20,966	21,662	22,652										

〔こども〕

年齢 保険金額	性別	3～22歳 (2002年12月2日～ 2022年12月1日生)
210万円	男女 共通	2,621円
315		3,932

年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳＝2025年6月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
上記は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3か月以内に算出し概算保険料と異なった場合は、加入者にご通知し初回に遡って精算します。
※上記保険料表に記載のない年齢の方は、一般財団法人全国消防協会に問合わせください。
※本人の保険料には700円の事務手数料が含まれています。
(配当金:年末調整の対象とはなりません。)

グループ保険のお取扱い

継続加入資格

- 本人…現在グループ保険に加入している退職者で、2025年6月1日現在満80歳6か月(1944年12月2日生まれ)までの方。
配偶者…本人の配偶者であり、現在グループ保険に加入している、2025年6月1日現在満80歳6か月(1944年12月2日生まれ)までの方。
こども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)で、グループ保険に加入している2025年6月1日現在満2歳6か月を超え、満22歳6か月までの方。(2002年12月2日生まれ～2022年12月1日生まれ)ただし、加入する場合は該当することも全員同額にて加入となります。
・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。

1年間(2025年6月1日～2026年5月31日)で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、次の半年単位の契約応当日の前日までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

保険料

6月と12月に控除します。(初回は6月から・登録口座より振替ます。)なお、期日までに保険料の入金がなかった場合は脱退となります。

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。現在の保障内容で継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も現在の保障内容で自動更新となります。ただし、保険金額300万円以上で加入の場合で保険年齢71歳になるときに申込書の提出がない場合は210万円で自動継続となります。

継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。
なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し、変更します。満70歳6か月を超え満80歳6か月までの方は保険金額210万円が上限となります。

毎年6月1日～翌年5月31日の1年間で、収支計算を行ない剰余金が生じた場合は配当金として還付されます。
期間途中で脱退の場合には、配当金は還付されません。
配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

この制度は生命保険会社と締結した災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

引受会社 事務幹事会社 明治安田生命保険相互会社 公法人業務部 特定公法人業務推進室
特定公法人業務推進第1G TEL 03-3283-3355

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等に変更されることがあります。

大同生命保険株式会社 富国生命保険相互会社 第一生命保険株式会社
日本生命保険相互会社 住友生命保険相互会社 大樹生命保険株式会社

MY-A-●●-団-●●●●●●

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P8～9

医療費支援制度

（医療保険【損害保険】）
〔グループ保険にご加入の方が、ご継続いただけます。〕

自己負担医療費の補償

意向確認【ご加入前のご確認】医療費支援制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

全国消防医療費支援制度（損害保険）の特長

病気やケガにより入院した場合、1回の入院につき初期費用として3万円をお支払いします。また入院支援として1月につき2.5万円をお支払いします。

補 償 内 容

【加入区分：本人・配偶者・子ども】

新規加入はできません

○**疾病・傷害**の治療を目的として入院したとき
疾病・傷害入院支援保険金

1月（注1）につき、**25,000円**

○**疾病・傷害**の治療を目的として入院したとき
疾病・傷害入院初期費用保険金

1回の入院につき、**30,000円**

日帰り入院（注2）でも5.5万円が給付されます。

（注1）入院日数30日ごと1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

（注2）「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。

病院による入院の証明にもとづきお支払いします（外来での治療は「日帰り入院」に該当しません）。

※疾病入院支援保険金・傷害入院支援保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき13月、通算して34月を限度とします。

※疾病による入院をした場合でも、傷害入院支援保険金の支払に該当する入院をしている期間については、疾病入院支援保険金の支払日数には含めません。

※疾病入院初期費用保険金・傷害入院初期費用保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき1回、通算して15回を限度とします。

※傷害入院初期費用保険金がお支払される入院を開始したときまたは入院中に、疾病の治療を開始した場合は、疾病入院初期費用保険金は支払いません。

月 額 保 険 料

【加入区分：本人・配偶者・子ども】

※「半年払換算保険料」は月払概算保険料を半年払（6か月分）に置換えた場合の保険料です。

*2025年6月1日時点の保険年齢

加入年齢	本人 半年払換算保険料 ※（月払概算保険料）	配偶者 半年払換算保険料 ※（月払概算保険料）
16歳～20歳（2004.12.2～2009.12.1）	2,520（ 420） ^円	2,520（ 420） ^円
21歳～25歳（1999.12.2～2004.12.1）	4,020（ 670）	4,020（ 670）
26歳～30歳（1994.12.2～1999.12.1）	4,920（ 820）	4,920（ 820）
31歳～35歳（1989.12.2～1994.12.1）	4,620（ 770）	4,620（ 770）
36歳～40歳（1984.12.2～1989.12.1）	4,320（ 720）	4,320（ 720）
41歳～45歳（1979.12.2～1984.12.1）	4,740（ 790）	4,740（ 790）
46歳～50歳（1974.12.2～1979.12.1）	5,880（ 980）	5,880（ 980）
51歳～55歳（1969.12.2～1974.12.1）	7,260（1,210）	7,260（1,210）
56歳～60歳（1964.12.2～1969.12.1）	9,240（1,540）	9,240（1,540）
61歳～65歳（1959.12.2～1964.12.1）	12,180（2,030）	12,180（2,030）
66歳～70歳（1954.12.2～1959.12.1）	17,580（2,930）	17,580（2,930）
71歳～75歳（1949.12.2～1954.12.1）	23,760（3,960）	23,760（3,960）
76歳～80歳（1944.12.2～1949.12.1）	28,860（4,810）	28,860（4,810）

加入年齢	子ども 半年払換算保険料 ※（月払概算保険料）
0歳～15歳（2009.12.2～2025.6.1）	2,100（ 350） ^円
16歳～20歳（2004.12.2～2009.12.1）	2,520（ 420）
21歳～22歳（2002.12.2～2004.12.1）	4,020（ 670）

※保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝2025年6月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで

※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

※本制度のご契約者は団体（一般財団法人全国消防協会）であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

80歳まで継続できます！

医療費支援制度のお取扱い

継続加入資格

新規加入はできません

本人はグループ保険に加入することが条件です。

配偶者・子どもは、本人が医療費支援制度に加入していれば、医療費支援制度のみで加入できます。

※本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。

※配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※本人・配偶者は80歳6か月まで継続可能。子どもは22歳6か月まで継続可能。

保 険 期 間

1年間（2025年6月1日～2026年5月31日）で以後毎年更新します。脱退した場合、すでに払い込まれた保険料に対応する期間まで補償が継続します。

保険料の払込み

6月と12月に控除します。（初回は6月から・登録口座より振替えます。）

申 込 方 法

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。申込書はグループ保険と併用です。

継続加入の取扱い

いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、保険金額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

配当金・解約返れい金

この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約（*）に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

*この医療保険契約には下記の特約がセットされています。

疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、傷害入院初期費用特約

取扱代理店 明治安田生命保険相互会社 TEL 03-3283-3355

全国消防保険サービス株式会社 TEL 03-3234-1331

引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社 〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1 TEL 03-3257-3177

MYG-A-●●-医-●●●

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P10～12

三大疾病保険

（リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付）
（グループ保険にご加入の方が選択し、ご加入いただけます。）

特定疾病の時の保障

意向確認【ご加入前のご確認】三大疾病保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

～特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）に備えて～ 全国消防三大疾病保険(生命保険)の特長

1. 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
2. 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
3. 保険年齢70歳までの保障が準備できます。
4. 保険料は新半年払です。

※この制度には配当金および満期保険金はありません。

保障内容

【加入対象区分：本人・配偶者】 新規加入・増額はできません

- 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき

特定疾病保険金

100万円・300万円

- 死亡・所定の高度障害のとき

死亡・高度障害保険金

100万円・300万円

* 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
≪リビング・ニース特約≫余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

●被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象とならない疾病例※1
特定疾病保険金	●悪性新生物（がん）	加入日前を含めてはじめて※2悪性新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物※4 ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発生した疾病※5を原因として、急性心筋梗塞を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）	加入日以後に発生した疾病※5を原因として、脳卒中を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
死亡保険金		死亡されたとき	――
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病※5により所定の高度障害状態になられたとき	――

※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。

※2 ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。

なお、国際対がん連合(U I C C)のTNM分類が「T a」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「T i s」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。

※5 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。

※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

保険金等のお支払いについて、本パンフレット13～14ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

新半年払について
・2010年4月1日以降の新規ご加入または増額部分については「新半年払」が適用となり、脱退した場合には、脱退して最初に到来する月単位の契約応当日から保険料期間の末日までの期間に相当する保険料を払戻します。
・2010年3月31日以前の新規ご加入または増額部分については「半年払」が適用となり、脱退した場合保険料の払戻しがありませんのでご注意ください。

保険料

＜保険期間1年・集団扱新半年払、保険金額100万円・300万円＞

※この制度の保険料は新半年払です。下表の(月払換算保険料)は、新半年払保険料を月払に置き換えた場合の保険料です。月払では加入できません。

加入年齢	100万円		300万円	
	男性	女性	男性	女性
	新半年払保険料 ※(月払換算保険料)	新半年払保険料 ※(月払換算保険料)	新半年払保険料 ※(月払換算保険料)	新半年払保険料 ※(月払換算保険料)
16歳～20歳 (2004.12.2～2009.12.1)	880(約 147)円	730(約 122)円	2,640(約 440)円	2,190(約 365)円
21歳～25歳 (1999.12.2～2004.12.1)	1,190(約 198)	880(約 147)	3,570(約 595)	2,640(約 440)
26歳～30歳 (1994.12.2～1999.12.1)	1,220(約 203)	1,130(約 188)	3,660(約 610)	3,390(約 565)
31歳～35歳 (1989.12.2～1994.12.1)	1,510(約 252)	1,620(約 270)	4,530(約 755)	4,860(約 810)
36歳～40歳 (1984.12.2～1989.12.1)	2,050(約 342)	2,390(約 398)	6,150(約 1,025)	7,170(約 1,195)
41歳～45歳 (1979.12.2～1984.12.1)	2,860(約 477)	3,500(約 583)	8,580(約 1,430)	10,500(約 1,750)
46歳～50歳 (1974.12.2～1979.12.1)	4,780(約 797)	4,420(約 737)	14,340(約 2,390)	13,260(約 2,210)
51歳～55歳 (1969.12.2～1974.12.1)	7,950(約 1,325)	5,790(約 965)	23,850(約 3,975)	17,370(約 2,895)
56歳～60歳 (1964.12.2～1969.12.1)	12,470(約 2,078)	7,140(約 1,190)	37,410(約 6,235)	21,420(約 3,570)
61歳～65歳 (1959.12.2～1964.12.1)	19,450(約 3,242)	10,140(約 1,690)	58,350(約 9,725)	30,420(約 5,070)
66歳～70歳 (1954.12.2～1959.12.1)	28,800(約 4,800)	13,400(約 2,233)	86,400(約 14,400)	40,200(約 6,700)

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2025年6月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで

・この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は総保険金額30億円以上100億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。

・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

三大疾病保険のお取扱い

継続加入資格

新規加入・増額はできません

本人はグループ保険に加入することが条件です。
配偶者は、本人が三大疾病保険に加入していれば、三大疾病保険のみで加入できます。70歳6か月まで継続可能。
※配偶者の加入は18歳からです。配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。
本人の保険金が支払われ、脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

保険期間

1年間（2025年6月1日～2026年5月31日）で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、次の半年単位の契約応当日までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

保険料

6月と12月に控除します。(初回は6月から・登録口座より振替えます。)

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出下さい。昨年度と同じ保険金額で継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額で継続となります。申込書はグループ保険と併用です。

自動更新の取扱い

保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が70歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。
※更新後のご契約の保険期間は1年です。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

その他

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。
*この保険には満期保険金はありません。 *この保険には自動振替貸付制度はありません。
*現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。
保険金などの受取人によるご契約の存続について
・債権者などによるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
・債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金などの受取人はご契約を存続させることができます。
①ご契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
②ご契約者でないこと
・保険金などの受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
①ご契約者の同意を得ること
②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を債権者などに対して支払うこと
③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

約款規定については引受保険会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

この制度は、一般財団法人全国消防協会が生命保険会社と締結したリビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付）集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社 公法人業務部 特定公法人業務推進室 特定公法人業務推進第1 G
〒100-0005 住所 東京都千代田区丸の内2-1-1 TEL 03-3283-3355

MY-A-●●-特疾-●●●●●●

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P13～14

プラスサポート生命保障

（リビング・ニース特約付、代理請求特約〔Y〕付集団無配当定期保険（Ⅱ型）〔生命保険〕）
（グループ保険にご加入の方が選択し、ご加入いただけます。）

余命6か月以内と判断されるときの前払請求
退職後も続く死亡時・高度障害時の保障

意向確認【ご加入前のご確認】 プラスサポート生命保障は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

～退職後の保障に備えて～

全国消防プラスサポート生命保障(生命保険)の特長

1.死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

2.保険年齢70歳までの保障が準備できます。

3.保険料は新半年払です。

※この制度には配当金および満期保険金はありません。

※個人扱で無配当定期保険（Ⅱ型）に切替えた方は申込書のプラスサポート生命保障の既加入欄には記載されませんのでご了承ください。

保 障 内 容

【加入対象区分：本人・配偶者】

新規加入はできません

○死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金 **300万円**

<リビング・ニース特約> 余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

プラスサポート生命保障のお取扱い

お 取 扱 い

本人はグループ保険に加入していることが条件です。

配偶者は、本人がプラスサポート生命保障に加入していれば、プラスサポート生命保障のみで加入できます。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。

本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

ご加入者（被保険者）が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで

※ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。

※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

6月と12月に控除します。

保 険 期 間

保険料の払込み

申 込 方 法

所定の申込書に必要事項を記入押印のうえご提出ください。現在の保障内容で継続する場合は手続き不要です。

自動更新の取扱い

ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで自動的に更新されます。

※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

解 約 返 戻 金

この制度を保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金が支払われる場合があります。

そ の 他

保険金などの受取人によるご契約の存続について

・債権者などによるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

・債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金などの受取人はご契約を存続させることができます。

①ご契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

②ご契約者でないこと

・保険金などの受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

①ご契約者の同意を得ること

②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を債権者などに対して支払うこと

③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニース特約付、代理請求特約〔Y〕付集団無配当定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社 公法人業務部 特定公法人業務推進室 特定公法人業務推進第1 G

〒100-0005 住所 東京都千代田区丸の内2-1-1 TEL 03-3283-3355

詳細は加入時のパンフレットを参照ください。

～ グ ル ー プ 保 険 ～ （（新・）団体定期保険）のお取扱いについて

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

（新・）団体定期保険について

◆被保険者が次のお支払事由に該当された場合に、保険金をお支払いします。（当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金・給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります）

【死亡保険金】

お支払事由	お支払額	受取人
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額	死亡保険金受取人

【高度障害保険金】

お支払事由	お支払額	受取人
加入日（＊）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合	死亡保険金額と同額	被保険者

<高度障害状態とは>

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

【災害保険金】

お支払事由	お支払額	受取人
この特約の加入日（＊）以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日（＊）以後に発病した特定感染症（★）を原因として保険期間中に死亡した場合	災害保険金額	死亡保険金受取人

（★）対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD—10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目（基本分類コード）

コレラ（A00）、腸チフス（A01.0）、パラチフス A（A01.1）、細菌性赤痢（A03）、腸管出血性大腸菌感染症（A04.3）、ペスト（A20）、ジフテリア（A36）、急性灰白髄炎＜ポリオ＞（A80）、ラッサ熱（A96.2）、クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱（A98.0）、マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病（A98.3）、エボラ＜Ebola＞ウイルス病（A98.4）、痘瘡（B03）、重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限ります。）（U04）

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）（以下「当該感染症」といいます。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる特定感染症」に含まれます。なお、被保険者が当該感染症を直接の原因として死亡した日において、当該感染症が次のいずれにも該当しない場合は、「対象となる特定感染症」に含まれません。
（1）一類感染症、二類感染症または三類感染症
（2）新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウィルス感染症
（3）指定感染症

【障害給付金】 【災害入院給付金】

お支払事由	お支払額	受取人
この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合	障害給付金額 または 災害入院給付金額	被保険者

・災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等の日本国外の医療施設に入院することを条件とします。
・「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。



つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります）

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせ

ていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります）		
●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき		
●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合　など		
1. 死亡保険金		
①被保険者が加入日（＊）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります）		
②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき		
③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります）		
2. 高度障害保険金		
①被保険者の故意によるとき		
②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき		
③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります）		
3. 災害保険金・障害給付金・災害入院給付金		
①契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき		
②災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき		
③被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき		
④地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります）		

給付割合表（災害保障特約の災害保険金に対して）

等級	身体障害の程度	給付割合
第2級	8.1 上肢および1 下肢の用を全く永久に失ったもの	70%
	9.1 0 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	10.1 肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1 肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの	
第3級	11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	50%
	12.1 眼の視力を全く永久に失ったもの	
	13.1 上肢を手関節以上で失ったかまたは1 上肢の用もしくは1 上肢の3大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの	
	14.1 下肢を足関節以上で失ったかまたは1 下肢の用もしくは1 下肢の3大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの	
	15.1 手の5手指を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)を含んで4 手指を失ったもの	

第3級	16.1 0 足指を失ったもの	50%
	17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの	30%
	19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの	
	20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの	
	21.1 上肢の3大関節中の1 関節の用を全く永久に失ったもの	
	22.1 下肢の3大関節中の1 関節の用を全く永久に失ったもの	
	23.1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの	
	24.1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)のうち少なくとも1 手指を含んで3 手指以上を失ったもの	
	25.1 手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)を含んで3 手指以上の用を全く永久に失ったもの	
	26.1 0 足指の用を全く永久に失ったもの	
	27.1 足の5足指を失ったもの	
第5級	28.1 上肢の3大関節中の2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	15%
	29.1 下肢の3大関節中の2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	30.1 手の第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を失ったか、第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を含んで2 手指を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の3 手指を失ったもの	
	31.1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)の用を全く永久に失ったもの	
	32.1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの	
	33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの	
	34.1 耳の聴力を全く永久に失ったもの	
	35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの	
	36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	
第6級	37.1 上肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	10%
	38.1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	39.1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの	
	40.1 手の第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を含んで2 手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の2 手指もしくは3 手指の用を全く永久に失ったもの	
	41.1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の1 手指または2 手指を失ったもの	
	42.1 足の第1 指(母指)または他の4 足指を失ったもの	
	43.1 足の第1 指(母指)を含んで3 足指以上の用を全く永久に失ったもの	

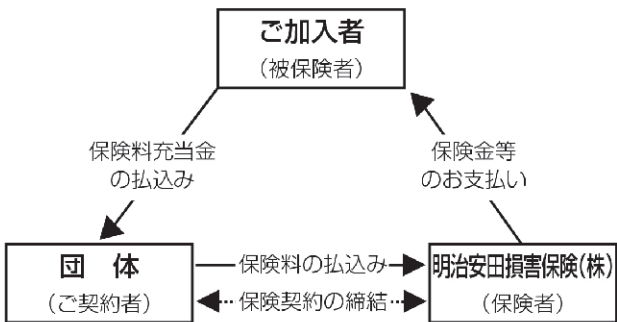
第1級は高度障害条項（7項目）です

損害保険商品について（対象商品：医療費支援制度）

I

ご契約の形態について

ご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、契約内容の変更などについて明治安田損害保険(株)と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。



【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中の保険金額の増額・減額
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

II

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務（告知義務）があります。
- ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時*から1年を経過していても、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。
- ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払することはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。

- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。（注）
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口（0120-661-320、受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00）までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

（注）親介護特約がある場合は、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。

III

保険金のご請求について

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

＜代理請求制度について＞

- ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）
 - ② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族
- ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

IV

個人情報の取扱いについて

＜契約者と引受損害保険会社からのお知らせ＞

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社（※）を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用（注）し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。要配慮個人情報等のセンシ

ティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行ないません。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(※)明治安田生命保険相互会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

－指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

V

保険会社破綻時等の取扱いについて

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

～医療費支援制度～

医療保険のお取扱いについて

ご加入の制度、コース内容を確認の上、ご参照ください。

I

医療保険の補償内容は次のとおりです。

【疾病入院支援保険金】

保険金のお支払事由	お支払額
疾病の治療を目的として入院したとき	1月 ^(注) につき入院支援保険金額 (各保険金について、1回の入院に対し13月、通算して34月を限度とします。) (注)入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

【傷害入院支援保険金】

保険金のお支払事由	お支払額
傷害の治療を目的として入院したとき	1月 ^(注) につき入院支援保険金額 (各保険金について、1回の入院に対し13月、通算して34月を限度とします。) (注)入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

【疾病入院初期費用保険金】

保険金のお支払事由	お支払額
疾病の治療を目的として入院したとき	1回の入院につき入院初期費用保険金額 (各保険金について、通算15回を限度とします。)

【傷害入院初期費用保険金】

保険金のお支払事由	お支払額
傷害の治療を目的として入院したとき	1回の入院につき入院初期費用保険金額 (各保険金について、通算15回を限度とします。)

●保険金のお支払い

- ・入院支援保険金、入院初期費用保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院はお支払の対象となりません。
- ・保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院はお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院につきましては保険金をお支払いいたします。

(注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。

- ・お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が被保険者に新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
 - ①保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - ②保険金支払事由が被保険者に新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- ・被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
- ・被保険者が入院支援保険金、入院初期費用保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ・詳細は約款の規定によります。

II

次の場合には、保険金のお支払いはできません。

●入院支援保険金・入院初期費用保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の犯罪行為
- ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故
- ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑦被保険者の薬物依存(傷害入院支援保険金、傷害入院初期費用保険金を除きます。)
- ⑧地震、噴火または津波
- ⑨戦争その他の変乱

ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。

など
なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

＜重大事由による解除について＞

保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

～三大疾病保険～(無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))のお取扱いについて

約款規定については引受保険会社のホームページ
(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

I 死亡保険金・高度障害保険金について

◆被保険者が以下のお支払事由に該当された場合に保険金をお支払いします。(当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります)

【死亡保険金】

お支払事由	お支払額
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額

【高度障害保険金】

お支払事由	お支払額
加入日(※)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合	死亡保険金額と同額

<高度障害状態とは>

1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき

※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

！ つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しと

させていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなることがあります)

- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があった、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき など

1. 死亡保険金

- ①加入日(※)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき
(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります)
- ②契約者の故意によるとき
- ③死亡保険金受取人の故意によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

2. 高度障害保険金

- ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
- ②契約者の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

II リビング・ニーズ特約について

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

◆保険金のお支払事由

- 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、被保険者にお支払いします。
「余命6か月以内」とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

- 余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。
- (1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
 - (2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

※死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。

◆お支払額

- お支払いする保険金額は、ご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と、6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額とします。(ただし、保険期間が1年間のご契約でご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます)
- 「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。

※保険金のご請求額(指定保険金額)は、この特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえた場合については、そのこえる部分については特約による保険金のお支払いはできません。

◆ご請求者

- ご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人として、ご請求いただけます。

※ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。診断書には、被保険者の余命が6か月以内であることに関する医師の参考意見を記入していただく欄があります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や、担当医師に確認を求める場合があります。

※主契約の保険期間(ただし、更新される場合は、更新後の保険期間を含みます)満了前1年間はリビング・ニーズ特約による保険金のご請求はできません。(保険期間が1年間のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます)

！ つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

- ①被保険者の自殺行為または犯罪行為による場合
- ②契約者・被保険者または指定代理請求者の故意による場合
- ③戦争その他の変乱による場合

なお、この特約が付加されているご契約が、告知義務違反により解除となった場合も、この特約による保険金のお支払いはできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約の保険金の返還を請求します。

III 代理請求特約[Y]について

代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。
- ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
- イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
- ※保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- ※保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
お支払いした保険金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。
保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。
ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

IV その他

◆保険料払込免除

被保険者が加入日(※)以後に発生した不慮の事故により180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

※不慮の事故については、普通保険約款の付表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

※所定の身体障害の状態ならびに保険料のお払込みを免除しない場合については、普通保険約款第8条をご覧ください。

◆高額割引制度

無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)において、当社の定める条件を満たす場合、高額割引制度が適用され、保険料が割安になります。

高額割引の判定は毎年、年単位の契約応当日毎に行い、以後の保険料から新たな割引が適用されます。なお、契約内容の変更等により上記の条件を満たさなくなった場合は高額割引制度が適用されなくなります。

◆ご契約の詳細

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。団体またはパンフレット記載の当社担当部署までお問い合わせください。

<「ご契約のしおり 約款」記載事項の例>

- ・お申込みの撤回(クーリング・オフ)について
- ・解約と返戻金について
- ・健康状態等の告知義務について
- ・契約内容の変更等について
- ・保険金等をお支払いできない場合について
- ・「生命保険契約者保護機構」について

◆お取扱いできない事項の例

- ・保険期間中の保険金額の増額・減額
- ・保険期間の変更
- ・保険料の払込方法の変更

◆契約時のご注意

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

◆その他

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承ください。
※この保険には満期保険金、自動振替貸付制度はありません。また、現金貸付、払済保険、延長保険のお取扱いはいたしません。

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

医療費支援制度（医療保険）

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

- ① 商品の仕組み
- 企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- ② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)
- 本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
医療保険	P4	P4	P3	P12

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

- ③ 満期返れい金・配当金
- この保険には、満期返れい金・配当金はありません。
- ④ 脱退による返れい金
- この保険には、脱退による返れい金はありません。

- ⑤ 引受損害保険会社
- 明治安田損害保険株式会社
- 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1
- 電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

- ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)
- この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。
- ② 告知義務・通知義務等
- (1)お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)
- 健康状態について
- お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。特に、健康状態については十分ご注意ください。
- (2)お申込後にご注意いただきたいこと
- 被保険者による保険契約の解除請求について
- 医療保険では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。
- ③ 責任開始期
- 保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。
- ④ 保険金をお支払いできない主な場合
- 責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。
- 上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
- 医療保険 **P12**

- ⑤ 保険会社破綻時等の取扱い
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。
- ⑥ 事故が起こった場合等のご連絡先
- 保険金支払事由が生じた場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。
- ⑦ ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室
0120-255-400
[フリーダイヤル(無料)]
【受付時間】午前9時～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター
＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)＞

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター
0570-022808[ナビダイヤル(有料)]
※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

【受付時間】午前9時15分～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

MEMO

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.